



茨城県報

第 2 1 4 8 号

平成22年 1月21日

木 曜 日

目 次

規 則

ページ

茨城県青少年の健全育成等に関する条例施行規則 (女性青少年課) 2

告 示

救急医療協力病院の名称の変更 (医療対策課) 11

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (2件) (障害福祉課) 11

身体障害者福祉法に規定する医師の指定の辞退 (障害福祉課) 11

身体障害者福祉法に規定する医師の内容変更 (障害福祉課) 12

大規模小売店舗の新設の届出の取下げ (中小企業課) 12

大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (2件) (中小企業課) 13

定款変更の認可 (農村計画課) 18

土地区画整理組合の理事の氏名及び住所 (都市整備課) 19

土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (3件) (都市整備課) 19

土地改良事業の適当決定 (3件) (農林事務所) 20

土地改良区役員の退任 (農林事務所) 21

公 告

都市計画の案の縦覧 (都市計画課) 22

宅地建物取引業者の事務所の所在地の申出 (建築指導課) 22

開発行為の工事完了 (建築指導課) 23

入札公告 (管財課) 23

(企 業 局)

入札公告 26

(公 安 委 員 会)

技能検定員審査及び教習指導員審査の実施 33

(監 査 委 員)

定期監査の公表 36

財政的援助団体等の監査の公表 37

定期監査結果に基づく措置状況の公表 37

規 則

茨城県規則第 1 号

茨城県青少年の健全育成等に関する条例施行規則を次のように定める。

平成22年 1月21日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県青少年の健全育成等に関する条例施行規則

茨城県青少年のための環境整備条例施行規則（昭和56年茨城県規則第32号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成21年茨城県条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（有害興行の掲示）

第 2 条 条例第15条第 2 項の規定による掲示は、様式第 1 号により行うものとする。

（有害図書等の陳列の方法）

第 3 条 条例第17条第 1 項に規定する規則で定める方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

- (1) 間仕切り、ついたてその他の方法により容易に見通すことのできない場所を設け、当該場所に有害図書等を陳列する方法
- (2) 有害図書等を、それ以外の図書等を陳列する棚の外周から60センチメートル以上離れた棚に陳列する方法。ただし、有害図書等を陳列する棚を、それ以外の図書等を陳列する棚の背面に設置する方法を除く。
- (3) 有害図書等を陳列する棚の前面から10センチメートル以上張り出した仕切り板（透視できない材質及び構造のものとする。以下この号において同じ。）を設け、仕切り板と仕切り板との間に有害図書等をまとめて陳列する方法
- (4) 有害図書等を、床面から150センチメートル以上の高さの位置に背表紙のみが見えるようにして、まとめて陳列する方法
- (5) 有害図書等を、ビニール包装、ひも掛けその他の方法により容易に閲覧できない状態にして、まとめて陳列する方法

（自動販売機等管理者の要件）

第 4 条 条例第19条第 1 項の規定により置かれる自動販売機等管理者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者でなければならないものとする。

- (1) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人でないこと。
- (2) 自動販売機等の設置場所と同一の市町村内に住所を有すること。
- (3) 条例に定める自動販売機等管理者としての義務の履行に関し、自動販売等業者から一切の権限を付与されていること。
- (4) 条例に定める自動販売機等管理者としての義務を履行することを承諾していること。

（自動販売機等の表示）

第 5 条 条例第20条第 4 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による表示は、様式第 2 号により行うものとする。

（有害図書等及び有害器具等の除去命令）

第 6 条 条例第22条第 1 項の規定による有害図書等又は有害器具等の除去の命令は、有害図書等又は有害器具等の除

去命令書 (様式第 3 号) により行うものとする。

(自動販売機等の撤去命令)

第 7 条 条例第 23 条第 1 項の規定による自動販売機等の撤去の命令は、自動販売機等の撤去命令書 (様式第 4 号) により行うものとする。

(自動販売機等の設置場所に関する制限)

第 8 条 条例第 24 条第 6 号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 124 条に規定する専修学校 (高等課程を置くものに限る。)
- (2) 学校教育法第 134 条第 1 項に規定する各種学校 (小学校、中学校又は高等学校の課程に準ずる課程を置くものに限る。)
- (3) 医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) 第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院又は同条第 2 項に規定する診療所
- (4) 都市公園法 (昭和 31 年法律第 79 号) 第 2 条第 1 項に規定する都市公園
- (5) 主として青少年の研修又は宿泊の用に供される施設で別表に掲げるもの

(深夜における青少年の入場を禁止する興行場等)

第 9 条 条例第 34 条第 1 項に規定する規則で定める興行場は、映画を上映し公衆に観覧させる施設とする。

2 条例第 34 条第 1 項に規定する規則で定める設備を設けて客に遊技又は遊興をさせる営業は、次に掲げる営業とする。

- (1) 個室を設け、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽等に合わせて歌唱をさせる営業
- (2) 個室又は他から容易に見ることができない区画を設け、当該個室又は区画において客に図書等の閲覧若しくは視聴又はインターネットの利用をさせる営業

3 条例第 34 条第 2 項の規定による掲示は、様式第 5 号により行うものとする。

(推奨、指定及び指定の取消しの通知)

第 10 条 条例第 40 条ただし書の規定による通知は、推奨 (指定、指定の取消し) 通知書 (様式第 6 号) により行うものとする。

(一般からの申出の方法)

第 11 条 条例第 42 条の規定による申出は、口頭、電話、文書その他の方法をもって行うものとする。ただし、条例第 12 条に規定する優良興行の推奨に係る申出は、優良興行推奨申出書 (様式第 7 号) により行うものとする。

付 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表

	名 称	位 置
県の施設	茨城県立青少年会館	水戸市
	茨城県立中央青年の家	土浦市
	茨城県立西山研修所	常陸太田市
	茨城県立里美野外活動センター	常陸太田市
	茨城県立白浜少年自然の家	行方市
	茨城県立さしま少年自然の家	猿島郡境町
市町村の施設	水戸市少年自然の家	水戸市
	水戸市勤労青少年ホーム	水戸市

日立市会瀬青少年の家	日立市
日立市勤労青少年ホーム	日立市
土浦市青少年の家	土浦市
土浦市勤労青少年ホーム	土浦市
古河市古河勤労青少年ホーム	古河市
古河市総和勤労青少年ホーム	古河市
石岡市勤労青少年ホーム	石岡市
石岡市海洋センター	石岡市
結城市勤労青少年ホーム	結城市
下妻市ふるさと博物館	下妻市
下妻市勤労青少年ホーム	下妻市
常総市青少年の家	常総市
常総市勤労青少年ホーム	常総市
常陸太田市水府海洋センター	常陸太田市
高萩市勤労青少年ホーム	高萩市
北茨城市 B & G 海洋センター	北茨城市
笠間市岩間海洋センター	笠間市
取手市立勤労青少年ホーム	取手市
ひたちなか市勝田勤労青少年ホーム	ひたちなか市
ひたちなか市那珂湊勤労青少年ホーム	ひたちなか市
常陸大宮市御前山青少年旅行村	常陸大宮市
かすみがうら市勤労青少年ホーム	かすみがうら市
かすみがうら市千代田 B & G 海洋センター	かすみがうら市
行方市玉造 B & G 海洋センター	行方市
小美玉市小川 B & G 海洋センター	小美玉市
小美玉市玉里 B & G 海洋センター	小美玉市
八千代海洋センター	結城郡八千代町
五霞町 B & G 海洋センター	猿島郡五霞町
境町勤労青少年ホーム	猿島郡境町

様式第 1 号 (第 2 条関係)

(縦50センチメートル, 横25センチメートル)

ただ今上映(上演)中の「
 城県青少年の健全育成等に関する条例の規定により有害興
 行として指定されましたので、十八歳未満の方の入場はお
 断りいたします。」は、茨

様式第 2 号 (第 5 条関係)

(縦15センチメートル, 横15センチメートル)

整理番号	
自動販売等業者	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号
自動販売機等の 設置場所	
自動販売機等の 設置場所提供者	住 所 氏 名
自動販売機等管 理者	住 所 氏 名 連 絡 先 電話番号
自動販売機等の 名称, 型式及び 製造番号	名 称 型 式 製 造 番 号

様式第 3 号 (第 6 条関係)

有害図書等又は有害器具等の除去命令書

指令第 号

住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあつては、名称)

茨城県青少年の健全育成等に関する条例 (平成21年茨城県条例第35号) 第22条第 1 項の規定により、次のとおり有害図書等又は有害器具等の除去を命ずる。

年 月 日

茨城県知事 印

- 1 自動販売機等の設置場所
- 2 自動販売機等の名称, 型式及び製造番号
- 3 有害図書等又は有害器具等の名称
- 4 命令の理由
- 5 除去の期限 年 月 日

(不服申立てに係る教示)

- 1 この処分不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、茨城県知事に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内 (この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあつては、その異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。) に、茨城県を被告として (訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。), 提起することができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したとき (この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあつては、その異議申立てに対する決定があつた日の翌日から起算して1年を経過したとき) は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 4 号 (第 7 条関係)

自動販売機等の撤去命令書

指令第 号

住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあつては、名称)

茨城県青少年の健全育成等に関する条例 (平成21年茨城県条例第35号) 第23条第 1 項の規定により、次のとおり自動販売機等の撤去を命ずる。

年 月 日

茨城県知事 印

- 1 自動販売機等の設置場所
- 2 自動販売機等の名称, 型式及び製造番号
- 3 命令の理由
- 4 除去の期限 年 月 日

(不服申立てに係る教示)

- 1 この処分不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、茨城県知事に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内 (この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては、その異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。) に、茨城県を被告として (訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。), 提起することができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したとき (この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては、その異議申立てに対する決定があつた日の翌日から起算して1年を経過したとき) は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 5 号 (第 9 条関係)

(縦50センチメートル, 横25センチメートル)

茨城県青少年の健全育成等に関する条例
の規定により、午後十一時から翌日の午
前四時までの間は、十八歳未満の方の入
場をお断りいたします。

様式第 6 号 (第10条関係)

推奨 (指定, 指定の取消し) 通知書

指令第 号
年 月 日

殿

茨城県知事 印

茨城県青少年の健全育成等に関する条例 (平成21年茨城県条例第35号) 第 条第 項の規定により次のとおり推奨 (指定, 指定の取消し) をしたので, 通知します。

- 1 種類
- 2 名称 (題名)
- 3 著者 (発行者, 製作者) 名
- 4 推奨 (指定, 指定の取消し) 年月日
- 5 推奨 (指定, 指定の取消し) の箇所
- 6 理由

(不服申立てに係る教示)

- 1 この処分が不服があるときは, この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に, 茨城県知事に対して異議申立てをすることができます。ただし, この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても, この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは, 異議申立てをすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

- 2 処分の取消しの訴えは, この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内 (この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては, その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。) に, 茨城県を被告として (訴訟において茨城県を代表する者は, 茨城県知事となります。), 提起することができます。ただし, この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても, この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき (この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては, その異議申立てに対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき) は, 処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 7 号 (第11条関係)

優良興行推奨申出書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

次の興行は、推奨に値すると思料しますので、茨城県青少年の健全育成等に関する条例第12条の規定により推奨
願いたく、申し出ます。

- 1 種類
- 2 名称 (題名)
- 3 制作者名
- 4 興行者 (配給会社) 名
- 5 申出の理由及び鑑賞対象

- 6 内容・解説 (解説書添付)
- 7 上演 (上映) 期間
- 8 当該興行を既に推奨し、又は推薦している主な団体の名称

告 示

茨城県告示第34号

茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第3条に規定する救急医療協力病院の開設者から、次のとおり名称を変更した旨届出があったので告示する。

平成22年 1月21日

茨城県知事 橋 本 昌

事項	変 更 前	変 更 後
名 称	医療法人社団耕潤会 藤代病院	医療法人社団耕潤会 かねしげ病院

茨城県告示第35号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成22年 1月21日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0810100040	総合福祉ツクイ 水戸	水戸市五軒町3丁目3番45号	株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号	平成22年 2月1日	行動援護

茨城県告示第36号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成22年 1月21日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0810200436	複合福祉施設 一想園	日立市田尻町2-8-10	社会福祉法人 愛正会	高萩市下手綱1951-15	平成22年 2月1日	生活介護 自立訓練（機能訓練） 就労移行支援
0820200442	ケアホーム 一想園					共同生活介護

茨城県告示第37号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師から、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり辞退する旨の届出があった。

平成22年 1月21日

茨城県知事 橋 本 昌

辞 退

	種目	診療科目	氏 名	医療機関名称	医療機関所在地	辞退年月日
1	肢体不自由	神経内科	荒 崎 圭 介	医療法人社団相川会 相川内科病院	水戸市千波町212	平成21年 9月21日
2	聴覚・平衡・音 声・言語・そし やく	耳鼻咽喉科	君 塚 幸 喜	総合病院土浦協同病 院	土浦市真鍋新町11 - 7	平成21年 7月1日
3	肢体不自由	整形外科	野 村 利 夫	小豆畑病院	那珂市菅谷605	平成21年 10月7日

茨城県告示第38号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師から、茨城県身体障害者福祉法施行細則（平成5年茨城県規則第36号）第5条の規定により、次のとおり内容を変更した旨の届出があった。

平成22年 1月21日

茨城県知事 橋 本 昌

内容変更（医療機関名、所在地）

	種 目	氏 名	変 更 前		変 更 後		変更年月日
			医療機関名称	医療機関所在地	医療機関名称	医療機関所在地	
1	肢体不自由	橋本 邦雄	総合病院土浦協 同病院	土浦市真鍋新町 11 - 7	つくば病院	小美玉市高崎 2032 - 6	平成21年 4月1日
2	聴覚・平衡 ・音声・言 語・そし やく	加藤 修	古河赤十字病院	古河市上辺見 1300 - 13	かとう耳鼻咽喉 科クリニック	古河市下大野 2917 - 1	平成21年 12月1日
3	心臓, じん 臓	櫻井 淳一	医療法人それい ゆ会高萩それい ゆ病院	高萩市上手綱赤 塚268	医療法人それい ゆ会べるびー水 戸クリニック	水戸市赤塚 1 - 1 ミオスタワー 1階	平成21年 11月2日
4	じん臓	椎貝 達夫	総合病院取手協 同病院	取手市本郷 2 - 1 - 1	椎貝クリニック	取手市新町 2 - 6 - 4	平成21年 12月1日
5	肢体不自由	海津 紀生	医療法人社団桜 水会柏田診療所	牛久市上柏田 2 - 39 - 1	医療法人社団朋 友外科・内科天 の橋立	土浦市天川 2 - 3 - 28	平成21年 7月1日
6	ぼうこう・ 直腸	宮永 直人	筑波大学附属病 院	つくば市天久保 2 - 1 - 1	水戸済生会総合 病院	水戸市双葉台 3 - 3 - 10	平成21年 10月1日
7	心臓	黄 恬瑩	医療法人社団善 仁会小山記念病 院	鹿嶋市宮中4191	鹿嶋ハートクリ ニック	神栖市平泉 1 - 168	平成21年 12月1日
8	視覚	宮脇 貴也	医療法人小沢眼 科内科病院附属 大宮診療所	常陸大宮市北町 120 - 1	医療法人小沢眼 科内科病院	水戸市吉沢町 246 - 6	平成21年 12月1日

茨城県告示第39号

平成21年12月10日茨城県告示第2137号で公告した大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出については、取り下げる旨の届出があったので、次のとおり公告する。

平成22年 1月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者

株式会社サンユーストアー

代表取締役 伊 藤 尚 武

(2) 住所

北茨城市磯原町磯原一丁目127番地

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

サンユーストアー渡里店

(2) 住所

水戸市渡里町字前原2873 - 2 外

3 取り下げの理由

配置計画を大幅に変更するため

4 取り下げ年月日

平成22年 1 月 8 日

茨城県告示第40号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

平成22年 1 月 21 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

セイミヤモールかすみがうら

かすみがうら市西成井字大平2557 - 16 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第 5 条第 1 項）

平成21年 9 月 17 日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社セイミヤ	潮来市潮来617番地・618番地	加 藤 勝 正
未定	未定	未定

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成22年 5 月 4 日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,152㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 153台

(イ) 駐輪場の収容台数 39台

- (ウ) 荷さばき施設の面積 96㎡
 (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 41㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (開店時刻) 午前 8 時
 (閉店時刻) 午後11時
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前 7 時45分～午後11時15分
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数
 2箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 24時間

キ 届出年月日

平成21年 9 月 3 日

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
かすみがうら市	<p>周辺の住民が持つ騒音に対する危惧については、十分な対応策を講じると共に、誠意をもって対応すること。</p> <p>当該施設が暴走族の集会場所など青少年の非行を助長することのないように対応策を講じること。</p>	<p>隣接するコンビニエンスストアにおける騒音についても、近隣住民からは様々な意見があることを踏まえ、新規立地の大型店舗として騒音に関する対応を十分に考慮すべきである。</p> <p>さらに、近隣住民の中には暴走族のたまり場となることを危惧している者もあり、あらかじめ十分な対応策を講じていただきたい。</p>

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第41号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 4 項の規定に基づき県が述べた意見の概要について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

平成22年 1 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

第 1 ペルチ土浦

1 大規模小売店舗の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ペルチ土浦
 土浦市有明町 1 番30号
- (2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成21年 7 月 2 日

イ 変更しようとする事項

(ア) 廃棄物等の保管施設の位置

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 9 時

(変更後) 開店時刻 午前 0 時 (一部午前 7 時, 午前 8 時, 午前10時)

閉店時刻 翌午前 0 時 (一部午後 9 時, 午後 9 時30分)

(ウ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時30分 ~ 午後 9 時30分

(変更後) 24時間

(3) 届出年月日

平成21年 6 月23日

2 意見の概要

意見なし

第 2 カスミ学園店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ学園店

つくば市竹園 2 丁目12 - 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成21年 7 月 9 日

イ 変更しようとする事項

(ア) 駐車場の位置及び台数

(変更前) 207台

(変更後) 181台

(イ) 駐車場の自動車の出入口の数および位置

(変更前) 10箇所

(変更後) 9 箇所

(3) 届出年月日

平成21年 7 月 1 日

2 意見の概要

意見なし

第 3 あみプレミアム・アウトレット

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

あみプレミアム・アウトレット
稲敷郡阿見町大字吉原2700

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第6条第2項)

平成21年7月16日

イ 変更しようとする事項

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時～午後10時

(変更後) 午前7時～午後10時

(3) 届出年月日

平成21年7月3日

2 意見の概要

意見なし

第4 アクロスプラザ笠間

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ笠間
笠間市寺崎123番地 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第6条第2項)

平成21年7月21日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 4,674m²

(変更後) 5,671m²

(イ) 駐車場の収容台数

(変更前) 301台

(変更後) 322台

(ウ) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 137台

(変更後) 178台

(エ) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 205m²

(変更後) 260m²

(オ) - 1

廃棄物等の保管施設の位置

(オ) - 2

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 43m³(変更後) 52m³

(3) 届出年月日

平成21年 7 月10日

2 意見の概要

意見なし

第5 水戸駅ビルエクセル

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

水戸駅ビルエクセル

水戸市宮町一丁目 1 番 1 号

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成21年 7 月21日

イ 変更しようとする事項

(ア) 駐車場の位置

(イ) 駐車場の自動車の出入口の数および位置

(変更前) 4 箇所

(変更後) 5 箇所

(3) 届出年月日

平成21年 7 月10日

2 意見の概要

意見なし

第6 古河鴻巣ショッピングプラザ

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

古河鴻巣ショッピングプラザ

古河市鴻巣956番地 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成21年 7 月30日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後10時

(変更後) 翌午前 0 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時30分～午後10時30分

(変更後) 午前 8 時30分～翌午前 0 時30分

(3) 届出年月日

平成21年 7 月21日

2 意見の概要

意見なし

第 7 寺島薬局行方麻生店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

寺島薬局行方麻生店

行方市麻生3289番地 7 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成21年 7 月30日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午後10時

(変更後) 開店時刻 午前 8 時

閉店時刻 翌午前 0 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時30分～午後10時30分

(変更後) 午前 7 時30分～翌午前 0 時30分

(3) 届出年月日

平成21年 7 月21日

2 意見の概要

意見なし

茨城県告示第42号

福岡堰土地改良区から平成21年11月25日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成22年 1 月14日認可した。

平成22年 1 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第43号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、鹿嶋市平井東部土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について届出があったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成22年 1月21日

茨城県知事 橋 本 昌

理事に就任した者

職 名	氏 名	住 所
理 事	青 塚 哲 策	鹿嶋市大字平井447番地
"	飯 塚 俊 雄	" " 576番地
"	飯 塚 仁 郎	" " 596番地
"	大 宮 信 一	" " 498番地
"	樺 澤 光 男	" " 1001番地 2
"	小 沼 昭 夫	" " 893番地146
"	栗 崎 耕 三	" " 916番地
"	須之内 三 夫	" " 994番地 1
"	中 島 清 澄	潮来市日の出 1 丁目11番地 1
"	渡 邊 勝 男	鹿嶋市大字平井1002番地 8

茨城県告示第44号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、富士見町土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第4項の規定により告示する。

平成22年 1月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 富士見町土地区画整理組合

事 務 所 の 所 在 地 結城市大字結城8424番地

事 業 施 行 期 間 自 平成 4 年 6 月22日

至 平成24年 3月31日

施 行 地 区 結城市大字結城字川木谷，字五本木の各一部

設 立 認 可 の 年 月 日 平成 4 年 6 月22日

2 公告すべき変更の内容

事 業 施 行 期 間 自 平成 4 年 6 月22日

至 平成30年 3月31日

3 変更認可の年月日 平成22年 1月21日

茨城県告示第45号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、逆井土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第4項の規定により告示する。

平成22年 1月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 逆井土地区画整理組合
 事 務 所 の 所 在 地 結城市大字結城8424番地
 事 業 施 行 期 間 自 平成6年4月7日
 至 平成23年3月31日
 施 行 地 区 結城市大字結城字逆井，字長塚，字四ツ京，字根本原の各一部
 設 立 認 可 の 年 月 日 平成6年4月7日

2 公告すべき変更の内容

事 業 施 行 期 間 自 平成6年4月7日
 至 平成30年3月31日

3 変更認可の年月日 平成22年 1月21日

茨城県告示第46号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき，四ツ京土地区画整理組合の事業計画の変更については，次のとおり認可したので同条第4項の規定により告示する。

平成22年 1月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 四ツ京土地区画整理組合
 事 務 所 の 所 在 地 結城市大字結城8424番地
 事 業 施 行 期 間 自 平成6年4月7日
 至 平成25年3月31日
 施 行 地 区 結城市大字結城字四ツ京，字砂窪，字根本原の各一部
 設 立 認 可 の 年 月 日 平成6年4月7日

2 公告すべき変更の内容

事 業 施 行 期 間 自 平成6年4月7日
 至 平成30年3月31日

3 変更認可の年月日 平成22年 1月21日

茨城県告示第47号

笠間市長から平成21年12月16日付け笠農村第86号により協議のあった農業生産基盤整備事業（ため池整備）兎久保地区については，土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により，平成22年1月14日適当と決定したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定については，同法第96条の2第5項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県県央農林事務所長に異議の申出をすることができる。

平成22年 1月21日

茨城県県央農林事務所長 中 野 一 正

1 縦覧に供する書類

農業生産基盤整備事業 (ため池整備) 兎久保地区計画書の写し

2 縦覧の期間

平成22年 1月22日から平成22年 2月19日まで

3 縦覧の場所

茨城県県央農林事務所

茨城県告示第48号

小美玉市長から平成21年12月21日付け小美玉建設第399号により協議のあった農業生産基盤整備事業 (一般地帯型) 寺崎地区については、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、平成22年 1月14日適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県県央農林事務所長に異議の申出をすることができる。

平成22年 1月21日

茨城県県央農林事務所長 中 野 一 正

1 縦覧に供する書類

農業生産基盤整備事業 (一般地帯型) 寺崎地区計画書の写し

2 縦覧の期間

平成22年 1月22日から平成22年 2月19日まで

3 縦覧の場所

茨城県県央農林事務所

茨城県告示第49号

渡里台地土地改良区から平成22年 1月 5 日付けで施行認可申請のあった、農業生産基盤整備事業 (一般地帯型) 渡里台地地区については、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により同年 1月14日付けで適当と決定したので、同条第 6 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第 9 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県県央農林事務所長に異議の申出をすることができる。

平成22年 1月21日

茨城県県央農林事務所長 中 野 一 正

1 縦覧に供する書類

農業生産基盤整備事業 (一般地帯型) 渡里台地地区土地改良事業計画書の写し

渡里台地土地改良区定款の写し

2 縦覧の期間

平成22年 1月22日から平成22年 2月19日まで

3 縦覧の場所

茨城県県央農林事務所

茨城県告示第50号

石岡市南台三丁目 2 番 1 号に事務所を置く石岡台地土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法 (昭

和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成22年 1月21日

茨城県県南農林事務所長 中 川 清 彦

退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	横 田 凱 夫	石岡市東石岡 3 - 15 - 28
"	坂 本 俊 彦	行方市手賀212

公 告

都市計画の案の縦覧

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第 2 項の規定において準用する同法第18条第 1 項の規定により、岩井・境都市計画道路を変更したいので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第17条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

平成22年 1月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

道路 (3 ・ 4 ・ 25 三本松・中西線)

道路 (3 ・ 4 ・ 26 辺田・城合線)

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 3 ・ 4 ・ 25 三本松・中西線

変更する部分

坂東市辺田 字三本松，字宮ノ脇，字山崎前，字入脇，字中西，字入田，字中西前の各一部

(2) 3 ・ 4 ・ 26 辺田・城合線

削除する部分

坂東市辺田 字向地，字向地下，字宅地脇，字宅地付，字入脇，字宮ノ脇，字屋敷，字原，字屋敷内の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

(2) 坂東市都市建設部都市整備課

4 縦覧期間

平成22年 1月21日から平成22年 2月 4日まで

宅地建物取引業者の事務所の所在地の申出

下記業者については、事務所の所在地を確知できないので、この公告の日から30日以内に、茨城県知事に対し書面で事務所の所在地の申出を行ってください。

なお、期間内に申出がない場合は、宅地建物取引業法 (昭和27年法律第176号) 第67条の規定により免許を取り消します。

平成22年 1月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 商 号 株式会社ワンズワン
- 2 代 表 者 名 代表取締役 森田 賢司
- 3 事務所所在地 牛久市上柏田四丁目58番地 4
- 4 免 許 証 番 号 茨城県知事 (3) 第5599号
- 5 免 許 年 月 日 平成18年11月 7日

開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成22年 1月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
那珂郡東海村大字白方字西光1610番 1
- 2 事業主の住所及び氏名
那珂郡東海村大字白方1647番地 1 (百塚マンション301)
金 田 亜紀子

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年 4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成22年 1月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 競争入札に付する事項

(1) 調達する特定役務の概要

- ア 茨城県庁舎低層階清掃業務 一式
- イ 茨城県庁舎高層階清掃業務 一式
- ウ 茨城県庁舎中層階清掃業務 一式
- エ 茨城県議会議事堂清掃業務 一式
- オ 茨城県庁外構駐車場清掃業務 一式
- カ 茨城県庁外構広場等清掃業務 一式

(2) 履行期間 平成22年 4月 1日から平成23年 3月31日まで

(3) 履行場所 茨城県水戸市笠原町978番 6

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項に基づく物品調達等競争入札参加資格を有すると認められた者

であって、1(1)のアからエの役務の競争に参加しようとする者にあつては、同要項第5条に規定する物品調達等競争入札参加有資格者名簿の大分類16(建築物の管理(1))の小分類1(建築物環境衛生維持管理)又は小分類2(屋内清掃)、オ又はカの役務の競争に参加しようとする者にあつては、大分類16の小分類1又は小分類3(屋外清掃)に登録があり、1(1)のアにあつては審査数値100点以上、イからエにあつては同90点以上、オ及びカにあつては同70点以上に該当する者であること。

なお、新規に物品調達等競争入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記載のうえ、次の場所に申請すること。

郵便番号 310 - 8555

茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県会計事務局会計第二課 調度担当

電話 029 - 301 - 4875

- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業について同項の登録をしている者であること。
- (5) ビルクリーニング技能士又は建築物環境衛生管理技術者(いずれの場合も正職員)を、定期的(月1回以上)かつ茨城県総務部管財課長の要請に合わせて随時履行場所に派遣できる体制が整っている者であること。
- (6) 1(1)のイ及びエの役務の競争入札に参加しようとする者にあつては、ゴンドラ安全規則第12条の規定に基づくゴンドラ取扱い業務特別教育修了者を擁する者であること。
- (7) 茨城県総務部管財課が開催する現場説明会に参加できる者であること。
- (8) その他入札説明書に定める要件を満たす者であること。

3 入札説明書の交付期間及び交付場所等

(1) 入札説明書の交付期間

平成22年1月21日(木)から平成22年1月27日(水)までの日曜日及び土曜日を除く毎日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

(2) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

郵便番号 310 - 8555

茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県総務部管財課 施設管理担当

電話 029 - 301 - 2387

(3) 契約条項を示す期間及び場所

(1)及び(2)に同じ。

4 現場説明会

(1) 開催日

平成22年1月27日(水)

(2) 集合場所

茨城県水戸市笠原町978番 6 茨城県庁講堂(9階)

(3) 集合時間

午後1時30分

5 入札手続等

(1) 入札の方法

1(1)アからカまでに掲げる業務ごとにそれぞれ入札に付する。

(2) 入札書及び積算内訳書の提出方法

書面を直接持参し、又は郵送して提出するものとし、テレックス、電報又はファクシミリによる入札は認めないものとする。

なお、郵送により入札を行う場合は、書留郵便によるものとする。

(3) 入札書及び積算内訳書の提出期限等

ア 入札書及び積算内訳書の提出期限

(ア) 1(1)アに掲げる業務 平成22年 3月 5日 (金) 午前10時

(イ) 1(1)イに掲げる業務 平成22年 3月 5日 (金) 午前10時40分

(ウ) 1(1)ウに掲げる業務 平成22年 3月 5日 (金) 午前11時20分

(エ) 1(1)エに掲げる業務 平成22年 3月 5日 (金) 午後 1 時

(オ) 1(1)オに掲げる業務 平成22年 3月 5日 (金) 午後 1 時40分

(カ) 1(1)カに掲げる業務 平成22年 3月 5日 (金) 午後 2 時20分

(郵送により入札を行う場合は、平成22年 3月 4日 (木) 午後 5 時)

イ 入札書及び積算内訳書の提出場所

郵便番号 310 - 8555

茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県総務部管財課 (4 階)。ただし、平成22年 3月 5日 (金) に入札書及び積算内訳書を直接持参する場合は、茨城県庁講堂 (9 階)

ウ 開札の日時

(ア) 1(1)アに掲げる業務 平成22年 3月 5日 (金) 午前10時

(イ) 1(1)イに掲げる業務 平成22年 3月 5日 (金) 午前10時40分

(ウ) 1(1)ウに掲げる業務 平成22年 3月 5日 (金) 午前11時20分

(エ) 1(1)エに掲げる業務 平成22年 3月 5日 (金) 午後 1 時

(オ) 1(1)オに掲げる業務 平成22年 3月 5日 (金) 午後 1 時40分

(カ) 1(1)カに掲げる業務 平成22年 3月 5日 (金) 午後 2 時20分

エ 開札の場所

茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県庁講堂 (9 階)

(4) 入札額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6) 入札保証金 免除

(7) 契約保証金 免除

(8) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他茨城県財務規則 (平成 5 年茨城県規則第15号) 第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

(9) 落札者の決定方法

茨城県財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(10) 契約書作成の要否

要

6 その他

(1) この調達に係る平成22年度歳入歳出予算案が否決された場合は、この公告並びにこの公告によって生じた一切の決定、権利及び義務は、効力を失う。

(2) 詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Service required:

- A. Full cleaning services low floors area Ibaraki Prefectural Government Building
- B. Full cleaning services high floors area Ibaraki Prefectural Government Building
- C. Full cleaning services middle floors area Ibaraki Prefectural Government Building
- D. Full cleaning services inside area Ibaraki Prefectural Assembly Building
- E. Full cleaning services office grounds, parking lot area Ibaraki Prefectural Government Building
- F. Full cleaning services office grounds, square area Ibaraki Prefectural Government Building

(2) Tender and itemized statement submission deadlines:

- A. 10:00 am 5 March 2010 for delivery by hand
- B. 10:40 am 5 March 2010 for delivery by hand
- C. 11:20 am 5 March 2010 for delivery by hand
- D. 1:00 pm 5 March 2010 for delivery by hand
- E. 1:40 pm 5 March 2010 for delivery by hand
- F. 2:20 pm 5 March 2010 for delivery by hand

*Note that the deadline for all submissions by mail is 5:00 pm 4 March 2010.

(3) For further information contact:

Property Management Division, Department of General Affairs
Ibaraki Prefectural Government 978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken, 310-8555
Tel 029-301-2387

~~~~~  
( 企 業 局 )

## 入札公告

総合評価一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成22年 1月21日

茨城県公営企業管理者 企業局長 渡 邊 一 夫

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 件名及び数量

茨城県企業局新財務会計システム構築業務委託 一式

## (2) 委託業務の内容

地方公営企業向け財務会計パッケージソフトを用い、茨城県企業局新財務会計システムを、茨城県が提供する仮想サーバ上に構築する業務である。

なお、要求する機能は、予算管理、収入管理、支出管理、振替処理、資金管理、決算管理、固定資産管理、企業債管理及び貯蔵品管理であり、業務の範囲は、設計、製造 (カスタマイズ)、各種テスト、研修、現行システムからのデータ移行等である。

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## (3) 契約期間

契約締結の日から平成23年 3月31日まで

## 2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項 (平成 8 年茨城県告示第254号) に基づく入札参加資格において、「コンピュータ関連サービス」に登録されている者であること。
- (6) 都道府県若しくは政令指定都市において、元請けとして地方公営企業法 (昭和27年法律第292号) に準拠した財務会計システムの開発実績があることを証明できる者であること。

## 3 入札説明書の交付期間等

## (1) 交付期間

平成22年 1月21日 (木) から同年 2月 3日 (水) まで (茨城県の休日を定める条例 (平成元年茨城県条例第 7 号) に定める休日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで

## (2) 交付方法

茨城県のファイル配布システムを利用して交付する。

交付を希望する者は、交付期間中に、電子メールにより、茨城県企業局総務課経理室 (kigyo-keiri@pref.ibaraki.lg.jp) あて依頼すること。

なお、件名は、「茨城県企業局新財務会計システム構築業務委託 入札説明書交付希望」とし、本文には、法人名、担当部署名、担当者名、電話番号及び返信先電子メールアドレスをまれなく記入すること。

## (3) 問い合わせ先

〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番 6 (茨城県庁行政棟21階南側)

茨城県企業局総務課経理室

電話 029 - 301 - 4926

## 4 競争入札参加資格の確認

入札参加希望者は、入札説明書に定める書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

おって、提出された書類を確認した結果、当該契約を履行することができるものと認められた者に限り入札に参加できるものとする。

## (1) 提出方法等

**ア 提出方法**

持参又は郵送とする。

**イ 提出期間**

平成22年 1月21日 (木) から同年2月5日 (金) まで (茨城県の休日を定める条例に定める休日を除く。) の午前 9時から午後 5時まで (郵送による提出の場合は、一般書留又は簡易書留により、平成22年 2月 5日 (金) 午後 5時まで) に必着のこと。

**ウ 提出場所**

〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番 6 (茨城県庁行政棟21階南側)

茨城県企業局総務課経理室

電話 029 - 301 - 4926

**(2) 入札参加資格の喪失**

入札参加者は、入札執行日までにおいて、2に掲げる要件に該当しなくなったときは、入札参加者の資格を失うものとする。

**5 入札手続等に関する事項****(1) 入札方法**

本入札は、総合評価一般競争入札により行うものであるため、入札者は、入札書とともに入札説明書に定める技術提案書を提出しなければならない。技術提案書の作成方法等については入札説明書による。

**(2) 入札書及び技術提案書の提出期限**

平成22年 3月 8日 (月) 午後 5時 (郵送による提出の場合は、一般書留又は簡易書留により、平成22年 3月 8日 (月) 午後 5時まで) に必着のこと。

**(3) 入札書及び技術提案書の提出場所**

〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番 6 (茨城県庁行政棟21階南側)

茨城県企業局総務課経理室

電話 029 - 301 - 4926

**(4) 開札の日時及び場所**

平成22年 3月19日 (金) 午後 5時

茨城県水戸市笠原町978番 6 茨城県庁 入札室 1

**6 落札者の決定方法**

別記の落札者決定基準に基づき、茨城県企業局会計規程 (平成 5年茨城県企業管理規程第 5号) 第98条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者のうち、技術提案書による提案内容及び入札価格を総合的に評価し、落札者を決定する。

ただし、落札者となるべき者の当該入札に係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、県にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とすることがある。

なお、技術提案書に係る評価は、本県に設置する「茨城県企業局新財務会計システム構築業務総合評価審査委員会」において行う。

**7 入札の無効**

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札、仕様を満たさない者のした入札、その他茨城県企業局会計規程第100条各号のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。

## 8 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局

〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番 6 (茨城県庁行政棟21階南側)  
茨城県企業局総務課経理室

## 9 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 本調達に係る平成22年度予算案が否決された場合若しくは執行が停止された場合は、この公告並びにこの公告によって生じた一切の決定、権利及び義務は効力を失う。

## (5) 詳細は入札説明書による。

## 10 Summary

## (1) Requested services:

Development of new financial accounting system for  
Public Enterprise bureau of Ibaraki Prefectural government

## (2) Service detail description:

Equip description as specified in bidding manuals.

## (3) Duration of services:

From date of contract to March 31, 2011

## (4) Period of availability for bidding manuals:

From Thursday, January 21, 2010 to Wednesday, February 3, 2010, 9:00 a.m. to 5:00 p.m. except  
Saturday, Sunday and national holidays.

## (5) Bidding manuals/inquiries:

Accounting Section of General Affairs Division,  
Public Enterprise Bureau,  
Ibaraki Prefectural Government  
978-6 Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki, 310-8555 Japan  
Tel:029-301-4926

## (6) Time, date and place for submitting bidding forms and technical proposals:

Monday, March 8, 2010, 5:00 p.m. (in the case of mail delivery, submission must be received,  
using registered mail, by Monday, March 8, 2010, 5:00 p.m.).

Place is same as above (5).

## (7) Time and date for bids

Friday, March 19, 2010, 5:00p.m.

## 【別記】「落札者決定基準」

## 1 基本的な考え方

茨城県企業局が新財務会計システムの構築業務を委託するうえで、最適な落札者を選定するため、予定価格の制

限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者のうち、技術評価点（提案内容の評価）に価格評価点（入札価格の評価）を加算する総合評価方式を採用し、合計点数の最も高い入札者を落札者とする。

## 2 全体の点数配分

技術評価点660点及び価格評価点200点の合計860点とする。

なお、技術評価点のうち、600点は仕様書に基づく提案に与える基準点であり、60点は仕様書に記載はないが有用な提案に与える加算点である。

## 3 提案内容の評価

提案内容の評価は、別表「提案書評価表」に基づき、以下により行う。

### (1) 採点方法

各評価項目について、審査委員が、1点から4点までの4段階評価で採点する。

ただし、評価項目のうち「システム運用・保守費用」については、提案書の価格に基づき、以下により算出する。

「システム運用・保守費用」の評価点 =  $80 \times (\text{最低提案価格} / \text{提案価格})$

最も低廉な「システム運用・保守費用」を提案した者に80点を与え、他の提案者には、最低提案価格との比率により、点数を与える。

### (2) 採点基準

優れている提案は、「4点」とする。

やや優れている提案は、「3点」とする。

やや劣っている提案は、「2点」とする。

劣っている提案は、「1点」とする。

記述がない場合は、「0点」とする。

### (3) 必須項目

別表「提案書評価表」で必須項目となっているものについて、記述がない者は、失格とする。

### (4) 係数

評価項目の重要度に応じて、項目ごとに係数を設定する。

### (5) 技術評価点の算出方法

技術評価点は、各審査委員の評価点を合計し、審査委員数で除した平均とする。

## 4 入札価格の評価

入札価格の評価は、入札価格に基づき、以下により行う。

なお、入札価格が予定価格を超える場合は、落札者とししない。

価格評価点 =  $200 \times (1 - (\text{入札価格} \times 1.05 / \text{予定価格}))$

## 5 低入札価格調査基準価格の設定

入札価格により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある、又は公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当である入札を排除するため、政令第167条の10第1項に基づき低入札価格調査基準価格を設定するものとする。

## 6 その他

### (1) 有効数字

「技術評価点」及び「価格評価点」の算出に当たっては、小数点以下第1位までを有効とし、小数点以下第2

位を四捨五入する。

(2) 合計点数が最も高い者が2以上ある場合の対応

ア 入札者それぞれの「技術評価点」及び「価格評価点」が異なる場合、「技術評価点」が高い者を落札者とする。

イ 入札者それぞれの「技術評価点」及び「価格評価点」が同じで入札価格が異なる場合、入札価格の低い者を落札者とする。

ウ 入札者それぞれの「技術評価点」及び「価格評価点」が同じで入札価格も同額の場合、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(別表) 提案書評価表

| 評価項目          |                |                                     | 評価内容                                                                                          | 必須<br>項目                                                                           | 採点<br>(A) | 係数<br>(B) | 配点<br>(A×B) |    |
|---------------|----------------|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|-------------|----|
| 大項目           | 中項目            | 小項目                                 |                                                                                               |                                                                                    |           |           |             |    |
| 1. 全般的事項      | 1. 基本事項        | (1) 提案内容全般                          | システム開発の目的を理解し、職員の事務効率の向上、システム導入の効果、トータルコストの削減等を実現するための提案がされているか評価する。                          |                                                                                    | 4         | 10        | 40          |    |
|               |                | (2) パッケージソフトの導入実績                   | 採用するパッケージソフトの導入実績について評価する。<br>別紙様式に他自治体における導入実績を記載すること。                                       | 必須                                                                                 | 4         | 5         | 20          |    |
|               | 2. スケジュール      | (3) 全体スケジュール                        | 平成23年4月からシステムを本稼働させるための実現可能なスケジュールであるか評価する。別紙様式に工程及び人員配置計画を記載すること。                            | 必須                                                                                 | 4         | 3         | 12          |    |
| 2. 機能要件       | 3. 共通事項        | (4) メニュー構成・操作性                      | システムのメニュー構成が使いやすいか、入力補助やエラーチェック等、システム全般の操作性について評価する。                                          | 必須                                                                                 | 4         | 5         | 20          |    |
|               |                | (5) 伝票入力                            | 直感的な伝票入力ができるか、仕訳の選択が容易であるかについて評価する。                                                           | 必須                                                                                 | 4         | 5         | 20          |    |
|               |                | (6) データの取扱い                         | データの検索機能、二次加工の容易さ、EUC機能の使い易さについて評価する。                                                         | 必須                                                                                 | 4         | 5         | 20          |    |
|               |                | (7) マスタ管理                           | システム管理者の権限を有する職員が登録、訂正、削除等の管理を行えるマスタの範囲及び操作の容易さについて評価する。                                      | 必須                                                                                 | 4         | 3         | 12          |    |
|               |                | (8) 追加提案                            | 仕様書に記載はないが、システム全般に係る有用な追加提案があれば評価する。                                                          |                                                                                    | 4         | 5         | 20          |    |
|               | 4. 個別機能        | (9) 予算管理                            | 仕様書の機能要件の具体的な実現方法について評価する。<br>必要に応じ、画面イメージ等を用いて記載すること。                                        | 必須                                                                                 | 4         | 4         | 16          |    |
|               |                | (10) 収入管理                           | パッケージソフトにおける収入管理の業務フローの合理性、効率性について評価する。                                                       | 必須                                                                                 | 4         | 4         | 16          |    |
|               |                | (11)                                | 仕様書の機能要件の具体的な実現方法について評価する。<br>必要に応じ、画面イメージ等を用いて記載すること。                                        | 必須                                                                                 | 4         | 4         | 16          |    |
|               |                | (12) 支出管理                           | パッケージソフトにおける支出管理の業務フローの合理性、効率性について評価する。                                                       | 必須                                                                                 | 4         | 4         | 16          |    |
|               |                | (13)                                | 仕様書の機能要件の具体的な実現方法について評価する。<br>必要に応じ、画面イメージ等を用いて記載すること。                                        | 必須                                                                                 | 4         | 4         | 16          |    |
|               |                | (14) 振替処理                           | 仕様書の機能要件の具体的な実現方法について評価する。<br>必要に応じ、画面イメージ等を用いて記載すること。                                        | 必須                                                                                 | 4         | 4         | 16          |    |
|               |                | (15) 資金管理                           | 仕様書の機能要件の具体的な実現方法について評価する。<br>必要に応じ、画面イメージ等を用いて記載すること。                                        | 必須                                                                                 | 4         | 4         | 16          |    |
|               |                | (16) 決算管理                           | 仕様書の機能要件の具体的な実現方法について評価する。<br>必要に応じ、画面イメージ等を用いて記載すること。                                        | 必須                                                                                 | 4         | 4         | 16          |    |
|               |                | (17) 固定資産管理                         | 仕様書の機能要件の具体的な実現方法について評価する。<br>必要に応じ、画面イメージ等を用いて記載すること。                                        | 必須                                                                                 | 4         | 4         | 16          |    |
|               |                | (18) 企業債管理                          | 仕様書の機能要件の具体的な実現方法について評価する。<br>必要に応じ、画面イメージ等を用いて記載すること。                                        | 必須                                                                                 | 4         | 4         | 16          |    |
|               |                | (19) 貯蔵品管理                          | パッケージソフトにおける貯蔵品管理の業務フローの合理性、効率性について評価する。                                                      | 必須                                                                                 | 4         | 4         | 16          |    |
|               |                | (20)                                | 仕様書の機能要件の具体的な実現方法について評価する。<br>必要に応じ、画面イメージ等を用いて記載すること。                                        | 必須                                                                                 | 4         | 4         | 16          |    |
|               |                | (21) 帳票要件                           | 各種帳票の具体的な印刷・出力方法及び設計方針について評価する。                                                               | 必須                                                                                 | 4         | 4         | 16          |    |
|               |                | (22) 追加提案                           | 仕様書に記載はないが、個別機能に係る有用な追加提案があれば評価する。                                                            |                                                                                    | 4         | 5         | 20          |    |
|               |                | 5. システム連携要件                         | (23) 実績等                                                                                      | 過去に他団体で類似のシステム連携の実績があるかどうかについて評価する。(給与、旅費、賃金・報酬、ユーザ認証)  なお、実績がない場合は、実現案について記載すること。 | 必須        | 4         | 3           | 12 |
|               | 3. 非機能要件       | 6. 規模・性能要件                          | (24) 信頼性                                                                                      | システム障害を防止するための対策について評価する。                                                          | 必須        | 4         | 4           | 16 |
|               |                |                                     | (25) セキュリティ                                                                                   | システムのセキュリティに関する考え方について評価する。                                                        | 必須        | 4         | 5           | 20 |
| 7. テスト要件      |                | (26) テスト実施方法                        | 各テスト工程の時期、実施項目、実施体制及び作業分担等の考え方について評価する。                                                       | 必須                                                                                 | 4         | 5         | 20          |    |
| 8. 移行要件       |                | (27) データ移行                          | 現行システムとの並行運用期間に対する考え方及び円滑なデータ移行方法について評価する。                                                    | 必須                                                                                 | 4         | 5         | 20          |    |
|               |                | (28) 教育                             | 職員がシステムの操作を習得するための研修実施方針及び操作マニュアルの作成方針について評価する。                                               | 必須                                                                                 | 4         | 5         | 20          |    |
| 9. 運用・保守要件    |                | (29) 運用・保守体制                        | システムの運用・保守体制について評価する。                                                                         | 必須                                                                                 | 4         | 5         | 20          |    |
| 10. 開発体制      |                | (30) 業務実施体制                         | 十分な資格、経験を有し、業務に精通した開発要員が確保できているかを評価する。<br>別紙様式にプロジェクトリーダー及び開発要員の経歴、スキル、他の手持ち事業の有無及び内容を記載すること。 | 必須                                                                                 | 4         | 5         | 20          |    |
| 11. その他       | (31) 追加提案      | 仕様書に記載はないが、非機能要件に係る有用な追加提案があれば評価する。 |                                                                                               | 4                                                                                  | 5         | 20        |             |    |
| 4. ライフサイクルコスト | 12. ライフサイクルコスト | (32) システム運用・保守費用                    | 本稼働後のシステム運用・保守に係る費用について評価する。<br>別紙様式に5年間の費用と積算根拠を記載すること。                                      | 必須                                                                                 | -         | -         | 80          |    |
|               |                | (33) システム修正                         | 制度改正、組織改正、他システムとの連携等によりシステムに修正、拡張等が生じる場合、その対応方法や費用の考え方について評価する。                               | 必須                                                                                 | 4         | 5         | 20          |    |
| 計             |                |                                     |                                                                                               |                                                                                    |           |           | 660         |    |



## (公 安 委 員 会)

## 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施

技能検定員審査等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）第 1 条の規定による技能検定員審査及び第10条第 1 項の規定による教習指導員審査を次のとおり行うので、規則第 2 条及び第10条第 2 項の規定により公示する。

平成22年 1 月21日

茨城県公安委員会委員長 大 和 田 一 雄

## 1 審査の種類

## (1) 技能検定員審査

- ア 技能検定員審査 (大型)
- イ 技能検定員審査 (中型)
- ウ 技能検定員審査 (普通)
- エ 技能検定員審査 (大特)
- オ 技能検定員審査 (大自二)
- カ 技能検定員審査 (普自二)
- キ 技能検定員審査 (牽引)
- ク 技能検定員審査 (大型二種)
- ケ 技能検定員審査 (中型二種)
- コ 技能検定員審査 (普通二種)

## (2) 教習指導員審査

- ア 教習指導員審査 (大型)
- イ 教習指導員審査 (中型)
- ウ 教習指導員審査 (普通)
- エ 教習指導員審査 (大特)
- オ 教習指導員審査 (大自二)
- カ 教習指導員審査 (普自二)
- キ 教習指導員審査 (牽引)
- ク 教習指導員審査 (大型二種)
- ケ 教習指導員審査 (中型二種)
- コ 教習指導員審査 (普通二種)

## 2 審査の日程等

平成22年 2 月23日 (火) から26日 (金) までの 4 日間、別表「技能検定員等審査日程表」のとおり行う。

## 3 審査の場所

## (1) 実技試験及び面接試験による審査

東茨城郡茨城町長岡3783 - 3  
茨城県警察運転免許センター

## (2) 筆記試験による審査

東茨城郡茨城町長岡3814 - 9  
茨城県指定自動車教習所協会

## 4 申請手続

## (1) 申請

申請者本人が、次の提出書類を持参して行うこと。

ア 審査申請書

イ 住民票

ウ 履歴書

エ 運転免許証の写し (申請時に運転免許証を提示することにより写しの提出に代えることができる。)

オ 規則第17条の規定により審査細目についての審査が免除される者であるときは、そのことを証明する書類

## (2) 申請期間及び受付時間

ア 申請期間

平成22年 2月 1日 (月) から 2月12日 (金) までの間

イ 受付時間

午前 8 時30分から午後 5 時30分までの間 (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

## (3) 申請先

東茨城郡茨城町長岡3783 - 3

茨城県警察運転免許センター内 交通部運転免許課教習所指導係

電話 029 - 293 - 8811 (内線341・342)

## 5 その他

申請に当たっては、茨城県警察関係手数料徴収条例 (平成12年茨城県条例第53号) に定める審査手数料として、その金額に相当する茨城県収入証紙を申請書に貼り付けること。

## 別表

## 技能検定員等審査日程表

| 審 査 種 別               |              | 日 程                     |                        |
|-----------------------|--------------|-------------------------|------------------------|
| 技<br>能<br>検<br>定<br>員 | 技能検定員審査 (大型) | 筆記審査                    | 2月23日 (火) 午前 9 時から     |
|                       |              | 実技審査                    | 2月25日 (木) 午前10時30分から   |
|                       | 技能検定員審査 (中型) | 筆記審査                    | 2月23日 (火) 午前 9 時から     |
|                       |              | 実技審査                    | 2月25日 (木) 午前10時30分から   |
|                       | 技能検定員審査 (普通) | 筆記審査                    | 2月23日 (火) 午前 9 時から     |
|                       |              | 実技審査                    | 2月25日 (木) 午前10時30分から及び |
|                       |              |                         | 2月26日 (金) 午前10時30分から   |
| 技能検定員審査 (大特)          | 筆記審査         | 2月23日 (火) 午前 9 時から      |                        |
|                       | 実技審査         | 2月24日 (水) 午前 8 時30分から及び |                        |
|                       |              | 2月25日 (木) 午前10時30分から    |                        |
| 技能検定員審査 (大白二)         | 筆記審査         | 2月23日 (火) 午前 9 時から      |                        |
|                       | 実技審査         | 2月25日 (木) 午前10時30分から及び  |                        |
|                       |              | 2月26日 (金) 午前10時30分から    |                        |
| 技能検定員審査 (普自二)         | 筆記審査         | 2月23日 (火) 午前 9 時から      |                        |
|                       | 実技審査         | 2月25日 (木) 午前10時30分から及び  |                        |
|                       |              | 2月26日 (金) 午前10時30分から    |                        |

|                       |                |                      |                                                                    |
|-----------------------|----------------|----------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 技<br>能<br>検<br>定<br>員 | 技能検定員審査 (牽引)   | 筆記審査<br>実技審査         | 2月23日 (火) 午前9時から<br>2月24日 (水) 午前8時30分から及び<br>2月25日 (木) 午前10時30分から  |
|                       | 技能検定員審査 (大型二種) | 筆記審査<br>実技審査         | 2月23日 (火) 午前9時から<br>2月25日 (木) 午前10時30分から                           |
|                       | 技能検定員審査 (中型二種) | 筆記審査<br>実技審査         | 2月23日 (火) 午前9時から<br>2月25日 (木) 午前10時30分から                           |
|                       | 技能検定員審査 (普通二種) | 筆記審査<br>実技審査         | 2月23日 (火) 午前9時から<br>2月25日 (木) 午前10時30分から及び<br>2月26日 (金) 午前10時30分から |
| 教<br>習<br>指<br>導<br>員 | 教習指導員審査 (大型)   | 筆記審査<br>面接審査<br>実技審査 | 2月23日 (火) 午前9時から<br>2月23日 (火) 午後1時30分から<br>2月25日 (木) 午前10時30分から    |
|                       | 教習指導員審査 (中型)   | 筆記審査<br>面接審査<br>実技審査 | 2月23日 (火) 午前9時から<br>2月23日 (火) 午後1時30分から<br>2月25日 (木) 午前10時30分から    |
|                       | 教習指導員審査 (普通)   | 筆記審査<br>面接審査<br>実技審査 | 2月23日 (火) 午前9時から<br>2月23日 (火) 午後1時30分から<br>2月26日 (金) 午前10時30分から    |
|                       | 教習指導員審査 (大特)   | 筆記審査<br>面接審査<br>実技審査 | 2月23日 (火) 午前9時から<br>2月23日 (火) 午後1時30分から<br>2月24日 (水) 午前8時30分から     |
|                       | 教習指導員審査 (大自二)  | 筆記審査<br>面接審査<br>実技審査 | 2月23日 (火) 午前9時から<br>2月26日 (金) 午前10時30分から                           |
|                       | 教習指導員審査 (普自二)  | 筆記審査<br>面接審査<br>実技審査 | 2月23日 (火) 午前9時から<br>2月26日 (金) 午前10時30分から                           |
|                       | 教習指導員審査 (牽引)   | 筆記審査<br>面接審査<br>実技審査 | 2月23日 (火) 午前9時から<br>2月23日 (火) 午後1時30分から<br>2月24日 (水) 午前8時30分から     |
|                       | 教習指導員審査 (大型二種) | 筆記審査<br>実技審査         | 2月23日 (火) 午前9時から<br>2月25日 (木) 午前10時30分から                           |
|                       | 教習指導員審査 (中型二種) | 筆記審査<br>実技審査         | 2月23日 (火) 午前9時から<br>2月25日 (木) 午前10時30分から                           |
|                       | 教習指導員審査 (普通二種) | 筆記審査<br>実技審査         | 2月23日 (火) 午前9時から<br>2月25日 (木) 午前10時30分から及び<br>2月26日 (金) 午前10時30分から |



## ( 監 査 委 員 )

## 茨城県監査委員公告第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査をしたので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年 1月21日

茨城県監査委員 石 川 多 聞  
同 細 谷 典 幸  
同 島 崎 英 男  
同 齋 藤 良 彦

| 機 関 名              | 実施年月日      | 監 査 の 結 果                                    |
|--------------------|------------|----------------------------------------------|
| 茨城県農業総合センター農業研究所   | 21. 9. 16  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県立水戸桜ノ牧高等学校      | 21. 9. 16  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県立水戸聾学校          | 21. 10. 5  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県立図書館            | 21. 10. 26 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県筑西土木事務所         | 21. 10. 30 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県県西流域下水道事務所      | 21. 10. 30 | 財務に関する事務の執行は、予算の執行に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県境工事事務所          | 21. 10. 30 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県筑西県税事務所         | 21. 10. 30 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県立水戸第一高等学校       | 21. 11. 13 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県農業総合センター        | 21. 11. 20 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県県北家畜保健衛生所       | 21. 11. 20 | 財務に関する事務の執行は、支出に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。    |
| 茨城県自治研修所           | 21. 11. 24 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県衛生研究所           | 21. 11. 24 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県工業技術センター        | 21. 11. 24 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県立石岡第一高等学校       | 21. 11. 24 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県土浦県税事務所         | 21. 11. 25 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県県南県民センター        | 21. 11. 25 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県県西農林事務所境土地改良事務所 | 21. 11. 25 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県常総工事事務所         | 21. 11. 25 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |

茨城県監査委員公告第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政的援助団体等の監査をしたので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年 1月21日

茨城県監査委員 石 川 多 聞  
 同 細 谷 典 幸  
 同 島 崎 英 男  
 同 齋 藤 良 彦

| 団 体 名             | 実施年月日      | 監査対象年度 | 監 査 の 対 象                                                                                      | 監 査 の 結 果                               |
|-------------------|------------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 財団法人 茨城県警察ときわ会    | 21. 11. 4  | 平成20年度 | [補助金]<br>警察職員・家族の福利厚生事業費補助金<br>24,637,000円                                                     | 補助金に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。      |
| いばらき出合いサポートセンター   | 21. 11. 9  | 平成20年度 | [負担金]<br>いばらき出合いサポートセンター負担金<br>22,249,000円                                                     | 負担金に関する出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。     |
| 財団法人 グリーンふるさと振興機構 | 21. 11. 24 | 平成20年度 | [出資金]<br>県出資金 656,303,000円<br>(基本金) 959,000,000円<br>[補助金]<br>グリーンふるさと振興機構運営費補助金<br>64,181,000円 | 出資及び補助金等に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |

茨城県監査委員公告第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査の結果に基づき講じた措置について、茨城県知事より通知があったので、次のとおり公表する。

平成22年 1月21日

茨城県監査委員 石 川 多 聞  
 同 細 谷 典 幸  
 同 島 崎 英 男  
 同 齋 藤 良 彦

|                                                                                                                                                                                                                 |                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 監査対象機関名<br>茨城県総務部税務課                                                                                                                                                                                            | 監査実施年月日<br>平成21年 9月 7日 |
| <p>監査の結果</p> <p>財務に関する事務の執行において、次の指摘事項があった。</p> <p>大規模償却資産に対する固定資産税の課税事務において、誤った課税標準額の算定により、神栖市内の 8 企業に対し、税額を1,446,047,600円過大に課税したことは適切でない。</p>                                                                 |                        |
| <p>上記に対する措置状況</p> <p>指摘を受けた事項については、誤って課税した 8 企業に対して、平成20年 9月19日に賦課取消及び税額変更の処理をし、平成20年 9月25日に納付済額から正規税額を差し引いた728,079,200円及び還付加算金9,622,200円を還付した。</p> <p>また、再発防止のため職員研修を実施し課税制度等の習熟を図り、事務処理要領を整備し事務処理の徹底を図った。</p> |                        |

|                                                                                                                                |                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 監査対象機関名<br>茨城県筑西保健所                                                                                                            | 監査実施年月日<br>平成21年 3月19日<br>平成21年 9月 3日 |
| <p>監査の結果</p> <p>財務に関する事務の執行において、次の指摘事項があった。</p> <p>平成19年度の事務費の執行において、随時、業者に物品を納入させ、後日異なる物品を購入したこととして代金を一括して支払っていたことは適切でない。</p> |                                       |
| <p>上記に対する措置状況</p> <p>指摘を受けた事項については、茨城県財務規則及び関係通知等に沿った取り扱いを徹底するとともに、管理者による事務のチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めることとした。</p>                   |                                       |

|                                                                                                                                     |                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 監査対象機関名<br>茨城県立古河産業技術専門学院                                                                                                           | 監査実施年月日<br>平成21年 3月19日<br>平成21年 9月 3日 |
| <p>監査の結果</p> <p>財務に関する事務の執行において、次の指摘事項があった。</p> <p>平成19年度の事務費の執行において、契約した物品が納入されていないのに業者に代金を預け、後日、これを利用して異なる物品を納入させていたことは適切でない。</p> |                                       |
| <p>上記に対する措置状況</p> <p>指摘を受けた事項については、茨城県財務規則に沿った取り扱いを徹底するとともに、納入物品については複数人で確認するようチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めることとした。</p>                     |                                       |

|                                                                                                                          |                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| <p>監査対象機関名<br/>茨城県西農林事務所<br/>(旧茨城県霞ヶ浦用水事業推進事務所)</p>                                                                      | <p>監査実施年月日<br/>平成21年 3月19日<br/>平成21年 9月 3日</p> |
| <p>監査の結果<br/>財務に関する事務の執行において、次の指摘事項があった。<br/>平成19年度の事務費の執行において、随時、業者に物品を納入させ、後日異なる物品を購入したこととして代金を一括して支払っていたことは適切でない。</p> |                                                |
| <p>上記に対する措置状況<br/>指摘を受けた事項については、今後、このようなことがないように、財務規則を遵守するとともに、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努めることとした。</p>                          |                                                |

|                                                                                                                              |                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| <p>監査対象機関名<br/>茨城県水産試験場</p>                                                                                                  | <p>監査実施年月日<br/>平成21年 3月23日<br/>平成21年 9月 3日</p> |
| <p>監査の結果<br/>財務に関する事務の執行において、次の指摘事項があった。<br/>平成19年度の事務費の執行において、契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させていたことなどは適切でない。</p>                     |                                                |
| <p>上記に対する措置状況<br/>指摘を受けた事項のうち、納入させた備品は、備品登録し適正に管理使用している。<br/>今後、このようなことがないように、財務規則を遵守するとともに、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努めることとした。</p> |                                                |

|                                                                                                                          |                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| <p>監査対象機関名<br/>茨城県常陸太田工事事務所<br/>(旧茨城県常陸太田土木事務所)</p>                                                                      | <p>監査実施年月日<br/>平成21年 3月18日<br/>平成21年 9月 3日</p> |
| <p>監査の結果<br/>財務に関する事務の執行において、次の指摘事項のほか支出に関する注意事項があった。<br/>平成19年度中に購入した消耗品の一部について、当該年度の予算で支払っておらず、又、支払いが遅延したことは適切でない。</p> |                                                |
| <p>上記に対する措置状況<br/>指摘を受けた事項については、再発防止のため、所内のチェック体制を強化するなど、予算の進行管理を徹底し、適正な事務処理に努めることとした。</p>                               |                                                |

|                                                                                                                                |                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| <p>監査対象機関名</p> <p>茨城県つくばまちづくりセンター</p>                                                                                          | <p>監査実施年月日</p> <p>平成21年 3月18日</p> <p>平成21年 9月 3日</p> |
| <p>監査の結果</p> <p>財務に関する事務の執行において、次の指摘事項があった。</p> <p>平成19年度の消耗品の支出において、業者に事実と異なる請求書等を提出させ、事務所内のグループウェアの運営管理費等に充てていたことは適切でない。</p> |                                                      |
| <p>上記に対する措置状況</p> <p>指摘を受けた事項については、今後、このようなことがないように、予算の執行管理及び茨城県財務規則に沿った取り扱いを徹底するとともに、チェック体制をより一層強化し、適正な事務処理に努めることとした。</p>     |                                                      |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)